

札幌市介護保険条例の一部を改正する条例案

令和2年（2020年）4月2日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市介護保険条例の一部を改正する条例

札幌市介護保険条例（平成12年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「令和元年度及び令和2年度の各年度」を「令和2年度」に、「25,979円」を「20,783円」に改め、同条第3項中「令和元年度及び令和2年度の各年度」を「令和2年度」に、「39,834円」を「34,638円」に改め、同条第4項中「令和元年度及び令和2年度の各年度」を「令和2年度」に、「50,225円」を「48,493円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第5条の規定は、令和2年度以後の年度分の保険料について適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

（理 由）

介護保険法施行令の一部改正に伴い、低所得層に係る介護保険料の軽減措置を拡充するため、本案を提出する。